

概念の習得・活用を目指す小学校社会科授業

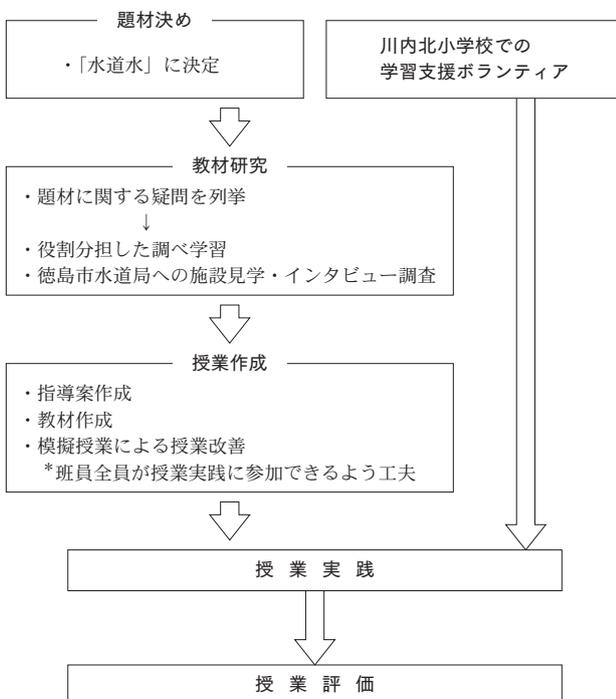
— 小学校第6学年「憲法とわたしたちの暮らし」の場合 —

益井 翔平*, 赤淵 貴昭*, 新井 隆文*, 高橋 勝也*,
中西 美佳*, 森満 勝幸*, 渡邊 啓介*,
井上 奈穂**, 青葉 暢子**, 麻生 多聞**

(キーワード：社会科, 概念, 社会認識, 人権)

I. はじめに

2014年度の「教育実践フィールド研究」において「基本的人権という概念を児童に実感をもたせて教える」というテーマのもと、授業の開発・実践を行った¹⁾。基本的人権に関する学習は歴史学習や憲法学習で行われる。しかし、そこで行われる学習は基本的人権の概念を理解することに留まり、具体的にどのように国が国民の基本的人権を守っているのか、という実感がもてるものになっていない。そこで我々は、基本的人権に実感をもたせることのできる授業の開発・実践を図1の手順で行ってきた。



まず筆者らは基本的人権に実感をもたせるのに適した題材を2014年の5月ごろから模索してきた。「在宅医療」「原発問題」等、様々な題材が案として出たものの、最終的には「水道水」を扱う題材として決定した。その後、授業作成の前段階として題材に関する教材研究を行った。教材研究は班員の中で題材に関する疑問を出し合い、分担して調べるという方法を取った。このような方法を取ることで、一人で授業開発をする時よりも多角的な視点から題材にアプローチすることが可能となった。また、実際に徳島市水道局に対し、施設見学兼インタビュー調査を行った。実際に現地へ足を運ぶことにより、筆者らが教材に対してより深く理解することができただけでなく、児童が題材に対して実感をもちやすい教材を用意することが可能となった。

また教材研究と同時並行の形で今回「教育実践フィールド研究」においてご協力いただいた川内北小学校への学習支援ボランティアも継続的に行った。各自がボランティアで児童の実態を把握し、その情報を報告書の形にして班員同士で共有したことにより、児童の実態を踏まえた授業開発が可能となった。教材研究と学習支援ボランティアを踏まえた上で、実際に授業を作成した。授業作成にあたって、「水道料金を支払えない人」「水道局の人」「市役所の人」を演示することにした。授業者と板書者を分けたりした。このように授業本番において班員全員が参加できる工夫をしたことにより、複数の人間が集まることの利点を生かした授業を開発することができた。

II. 本単元で取り扱う知識・概念

本単元は学習指導要領(文部科学省, 2008年)の2内容(2)「我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民権と関連付け

*鳴門教育大学大学院社会系コース(院生)

**鳴門教育大学人文・社会系教育部

て政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする」に関連している。基本的人権は非常に抽象的な概念であり、生存権などの様々な権利を内包している。そのため、実感を伴って理解させようとするならば、具体的な事例とそこで扱われている権利が基本的人権のどの点に対応したものであるかを明確にする必要がある。

このような必要性から本単元では「水道の仕組みという事例を使って、国が私たちの基本的人権（ここでは生存権）を守るために行う工夫や努力を理解する」、「生存権の考え方を使って、水道料金を支払えない人の生存権を守りながら、水道局を維持する方法を考える」という2つの目標を設定した。今回は徳島市水道局を事例として扱うことにした。徳島市水道局にはあらゆる形で国民の税金が用いられている。これは国が国民の命や暮らしを守るために税金を投入している典型的な事例であり、基本的人権の中の生存権に関わっている。また水道局を事例として扱うのは、第4学年において水道の仕組みを既習済みであること、かつ水は毎日使う身近なものであり、児童が生存権に対して実感を持ちやすいものであることが理由である。以上の理由から本単元では、「徳島市水道局における水道の仕組み」を事例にして、「基本的人権の中の生存権」という概念を習得・活用させることを目的としている。

III. 単元の概要

○単元名 憲法とわたしたちの暮らし～水道から「生存権」を考える～

○時期 平成27年1月13日(水)2, 3校時

○対象 徳島市川内北小学校第6学年

○単元の目標

1 生存権と水道システムのかかわりに関心を持ち、学

級での意見交換にすすんで参加するなど、意欲的に考えることができるようにする。（関心・意欲・態度）

2 生存権を守るために水道局に税金が使われていること、水道料金を支払わないと水道が止められてしまうことなどを考え、他者の意見をふまえながら自分の考えを表現することができるようにする。

（思考・判断・表現）

3 統計資料の提示や水道局の人、水道料金を支払えない人の話の演示から、必要な情報を収集・選択することができるようにする。（技能）

4 水道局の維持に税金が投入されている理由を考える活動を通して、生存権を守るために為されている工夫や努力を理解することができるようにする。

（知識・理解）

○単元の概要

本単元の第1次では、ペットボトルの水と水道水の値段を比較することにより、水道水の安さを実感し、水道水なしには生活をするのができないことに気付かせる。その後、水道局の維持に税金が使われている理由を考え、発表する。DVDを視聴して水道を止めてもよいのか、止めてはいけないかについて考えさせ、第2次へつなぐ。

第2次では、「水道料金を支払えない人の水道を止めてもよいか」という論題に対して、「生存権」の考え方をふまえた判断を行う。前時に学んだ生存権の考え方を活用し水道料金を支払えない人の生存権を守りながら水道局を維持するための方法を考え、ワークシートに記入する。

以上のような学習を通じ、前時に学んだ生存権の考え方を活用して水道の事例について考えることにより、実社会での生存権の問題に関して自分の考えを持つことができるようにする。（益井翔平）

○第1次の目標

・水道局の維持に税金が使われているのは国民の生存権を守るためであることを理解することができる。

○第1次の展開

時間	児童の活動	教師の支援	評価
5分	1 無人島で生きるためには何が必要か考える。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">みんなが生きるために必要な水道水が簡単に手に入る秘密を探ろう。</div>	1 無人島カードを使うことにより、生きるために何が必要かを具体的に考えることができるようにする。 ・無人島カード ・『週刊なぞとき』6月15日号	○無人島で生きるために必要なものは何かを考えていたか。 （発言・態度）
10分	2 水道水とペットボトルの水の値段を比較し、水道水の安さを実感する。 ○水道水はペットボトル水の1000分の1の価格で利用でき、水道水なしに生活することはできない。	2 水にかかる価格を計算する活動を通して、水道水なしに生活できないことに気づくことができるようにする。 ・1Lあたりの水の値段の比較を示す棒グラフ	○水にかかる価格を比較し、水道水なしに生活できないことに気付くことができたか。 （ワークシート・発言）
15分	3 水道局と税金のしくみについて考え、水道局の維持に税金が使われている理由を理解する。 ○税金は国民の命や暮らしを守るために	3 教科書の記述を資料として提示することにより、水道局の維持に税金が使われている理由を考えられるようにする。 ・徳島市水道局の年間維持費を示す円グラフ	○水道料金が安く設定されている仕組みや理由を理解できたか。 （ワークシート）

15分	使われている。水は生きる上で必要なものであるため、水道局に対し国から税金が出されている。 4 本時のまとめを行い、DVDを視聴することで次時の学習につなげる。 ○水道局の維持に税金が使われているのは、国民の生存権を守るためである。	・教科書 p.12, 13 4 DVDを視聴し、水道を止めるべきか否かに関する自身の考えをワークシートに記入させることにより、次時の学習につなげられるようにする。 ○DVDを使って事例を紹介することにより、児童が登場人物いずれかの立場に立って価値判断を行うことができるようにする。 ・日本国憲法第25条 ・DVD（筆者らが開発）	○生存権と水道の仕組みが関連していることを理解できたか。 (ワークシート)
-----	---	---	--

○第2次の目標

- ・水道料金を支払えない人の生存権を守りながら、水道局の維持もし続けるための方法を考えることができる。
- ・水道料金を支払えない人に対する市役所の対応が、そ

の人の生存権を守りながらも水道の仕組みを維持し、全ての人の生存権を守るためであることを理解することができる。

○第2次の展開

時間	児童の活動	教師の支援	評価
5分	1 前時をふり返り、本時のめあてをつかむ。 水道料金を支払えない人の水道を止めても良いのか考えよう。	1 水道を止めるべきか否かに関する事例をパワーポイントで提示することにより、本時のめあてをつかむことができるようにする。 ・ワークシート ・パワーポイント	○本時に扱う事例に興味・関心を持つことができたか。 (観察)
15分	2 水道料金を支払えない人の水道を止めることに関する考えを発表する。 ○水道を止められてしまったら、水道料金を支払えない人の生存権は守られないよ。 ○水道料金を支払わなくても水が利用できたら、水道局を維持できないよ。	2 黒板に直線を描き、自分の考えを直線上にネームプレート張り付けさせて示すことで、学級全体の考えを視覚的にとらえることができるようにする。 ○パワーポイントを資料として水道局の人と水道料金を支払えない人がそれぞれの思いを訴えかけることにより、児童が両者の意見を考慮して自分の考えを構成することができるようにする。 ・ネームプレート ・水道料金を支払えない人 ・水道局の人 ・ワークシート ・パワーポイント	○生存権の考え方を関連させながら水道を止めることの是非に関する自分の考えを表現できたか。(ワークシート・発言)
15分	3 市役所の人なぜ「水道をすぐには止めない」「水道料金は必ず支払ってもらおう」という2つの対応をしたのかを考え、表現する。 ○水道料金を支払えない人の生存権を守りつつ、水道局の維持もし続けるため。	3 これまでの議論をふり返ることにより、自分の意見をまとめることができるようにする。 ・市役所の人 ・ワークシート ・市がとる対応を示したカード	○生存権の考え方や本時の議論の内容を踏まえた上で、市役所の人2つの対応をとったことを理解できたか。 (ワークシート)
10分	4 水道料金を支払えない人の生存権を守りながら、水道局の維持もし続ける方法を考え、まとめる。 ○方法：よりたくさん税金を投入し、水道料金を安くする。 理由：税金をより多く投入することにより、水道局は一定のお金を得ることができる。一方水道料金を支払えなかった人も水道を使い続けることができるため、その人の生存権を守ることでもできる。 ○方法：所得に合わせて水道料金を変える。 理由：水道料金を支払えない人の水道料金を安くすれば、多くの人が水道をより利用しやすくなる。所得の多い人が水道料金を多めに支払えば、水道局も維持し続けることができ、国民全員の生存権を守ることができる。等	4 本時に扱った事例が現実に行っている事象であることを確認した上で具体的な解決策を問うことにより、児童が市役所の人立場に立って意見を構成することができるようにする。	○水道料金を支払えない人の生存権を守りながら、水道局の維持もし続ける方法を考え、理由も併せて表現することができたか。 (ワークシート・発言)

IV. 授業の実際

1. 第1次

(1) 授業の流れ

導入部では、まず、児童に「無人島に漂着した場合に生きるために何を一番に探しますか」という質問を行った。児童から、食糧と水が大事であるという意見が出たが、「一番が何か」を決めることができなかった。そこで、教師側が「水のみで過ごした場合、約1か月生きることができる」という資料を提示し、「生きるためには水が一番大事だ」という点を確認した。そして、一番大事な水が、日常生活の中では、水道水などを通して、「簡単に手に入っている」ことを確認した。



次に展開部では、「生きるために大事な水が簡単に手に入る理由」について考えさせた。そのためにまず、ペットボトルの水と水道水で一日生活した場合の費用（必要なペットボトルを購入するためのお金の額、水道料金）について、グラフの読み取り、計算などを通して比較させ、水道水にかかる費用はかなり安いことを理解させた。次に、水道水を提供している水道局の仕事の様子について、スライド等を通して説明し、実際にかかる費用に対

し、水道料金は安すぎるのではないかと問題提起を児童に行った。その上で、水道事業の維持費についてのグラフを読み取らせ、「年間の水道局の維持に約55億円かかること」、「水道料金では約47億円までしかまかなうことができていない」ことから、「水道料金は安すぎる」ことを理解させ、足りない分（約8億円）は税金等でまかなわれていることを確認した。以上の学習を踏まえ、「税金がなぜ水道局維持に使われているのか」と問いかけて、その問いに対する仮説をワークシートに記入させた。その後、水道局維持に税金が使われているのは、日本国憲法第25条生存権に基づいた政策であることを確認した。

最後に、1次問目に学習したことを踏まえて、以下に示す「水道料金を支払えない人」の事例を視聴覚教材として示し、この人に対する対応として、「(水道料金が支払えないのなら) 水をとめる」、「(生きるためには水は必要だから) 水は止めてはいけない」のどちらの対応を取るべきかを、その理由は何かを問いかけて、授業を終了した。
(森満勝幸)

(2) 視聴覚教材の内容

視聴覚教材では、「水道料金を支払えない人」に対する水道局・市役所の対応を示すことで、憲法第25条の生存権について、児童が具体例に則して考察できるような構成とした。具体的には、①（人が生きるのに必要な水を供給している）水道システムを維持している水道局員、② 水道料金を支払えないことで（人が生きるのに必要な水道を）止められてしまう可能性がある人、③ ①②を調整している市役所の人とのやりとりをロールプレイの形式で示し、「水道料金を支払えない人」にどう対応すべきかを児童に問いかけた。次に示したのは視聴覚教材の具体的な流れである。

<水道料金を支払えない人>

（水道料金を支払う意思があるものの、事業の失敗などを理由に料金を支払えないことを訴える）

事業に失敗して、お金がないのです。払いたいのには、お支払いできません。水道を止められたら、生活ができなくなるので、困ります。

<水道局員>

水道局では対応しかねるので、市役所に相談に行かれることをお勧めします。

<水道料金を支払えない人>

ありがとうございます。では、市役所に相談に行きます。



<水道料金を支払えない人>

水道を止められそうで困っています。しかし、水道局の方から、市役所に相談するとよいと言われました。

<市役所職員>

（市民の生活を守ることを鑑み、市役所で対応を考えることとする）

それは大変ですね。では、対応を考えますので、書類に必要項目を記入して、ご提出してください。

<水道料金を支払えない人>

はい、わかりました。よろしくお願いいたします。

..... [その後]

<市役所職員>

(市民の生活を守らなければならないが、この人から料金を取らないのはいいのか悩む)

この人は、本当に生活が苦しいのなら水道を止められたら困るだろう。でも、みんなは料金を支払っているのに、この人だけ料金を支払わないのは良いのかな？

<市役所職員>

(児童全員に問題提起する)

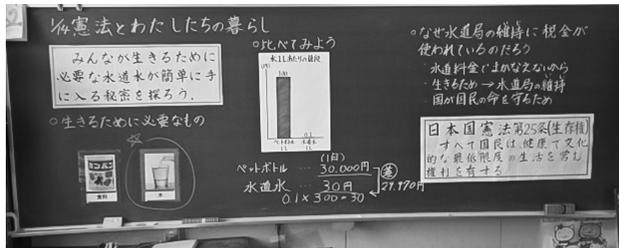
みんなは、この人の水道を止めたほうが良いと思いますか。止めないほうが良いと思いますか？

みんなで考えてね。



本教材を扱うことで、子どもたちは全ての国民の生存権を守ることは、そう簡単ではないことを実感することができる。水道料金を支払えない人の水道を止めてしまえば、その人の生存権を守ることができない。一方、水道料金を支払えない人の水道を止めなければ、水道システムが機能しなくなるため、市民全員の生存権を守ることができなくなってしまう。こうしたジレンマを実感したのち、子どもたちは実際に徳島市がどのような対応を取っているのかを学んでいくのである。(高橋勝也)

払えない人の水道を止めてもよいか考えさせた。2人の話により児童が両方の意見を考慮して自分の考えを構成することができるようにした。そして再び、ネームプレートの移動をさせ、なぜそこに貼ったのか理由を聞いた。



2. 第2次

(1) 授業の流れ

まず第1次を受け、市役所の人々が児童らに相談していたことを想起させた。そして、相談内容について、6年1組のみんなも考えてみようという提案し、「水道料金を支払えない人の水道を止めてもよいかを考えよう。」という学習課題を提示した。

次に、第1次に観たDVDの内容を振り返り、水道料金を支払えない人と、水道局の人のそれぞれの言い分を整理し、確認した。そして、第1次に考えた水道料金を支払えない人の水道を止めることに関する考えを聞いた。その際に、「止めてもよい」「止めてはいけない」の2つに黒板を区切り、そのどちらかに児童がネームプレートを貼ることで自身の考えを示させ、学級全体の考えを視覚的に捉え、共有できるようにした。次に、水道局の人と水道料金を支払えない人がそれぞれの思いを児童に訴えかけた。2人の話を踏まえて、もう1度水道料金を支

次に、市役所の人々が水道料金を支払えない人の水道をどうするかを「水道をすぐには止めない」「水道料金は必ず支払ってもらおう」という2つに決まったことを児童に伝え、なぜこの2つにしたのか、市役所の人々の対応の意図を児童に問いかけた。

最後に、市役所の人々の相談は事実を基に教師が考えた劇であり、2つの対応も、ある都道府県の実例を基に教師が考えたものであることを伝えた。そして、水道料金を支払えない人の生存権を守りながら、水道局を維持する方法が他にないか児童に問いかけた。本時で扱った事例が現実には起こっていることを確認した上で、具体的な解決策を問うことにより、水道料金をめぐる問題に対する自分なりの意見を構成することができるようにした。

(渡邊啓介)

(2) ロールプレイ

第1次において放映した視聴覚教材をもとに児童に「水道料金を支払えない人の水道を止めてもよいか」についてワークシートに市役所職員の立場で自身の考えを記入させた。第2次では、そのワークシートをもとにネームプレートを利用して自身の考えを示させる。その後、

再び自身の考えを示させるが、その際の判断をより内容のあるものとするためにロールプレイを活用した。以下に示したのは、ロールプレイにおけるそれぞれの人物の発言内容である。

ロールプレイでは、視聴覚教材で登場した「水道局の人」「水道料金を支払えない人」が実際に教室で各々の思いを主張する。授業では最初に「水道局の人」からその思いを主張した。これは、前時までの学習を踏まえたときに、子どもたちは「国民の生存権は守られなければならない」という認識を持っているため、「水道は止めてはいけない」という意見に偏ると考えたためである。また、主張はただ自分たちの思いを述べるのではなく、水道局の維持にはどのようなお金がかかるのかや、水なしには一週間しか生活できないことを資料を提示しながら行った。その後、子どもたちは水道局の人、水道料金を支払えない人、両者の主張を踏まえた上で水道を「止めてもよいか」、「止めてはいけないか」について判断を行う。そして、その判断にした理由を学級全体で共有した後、市役所職員が「水道料金をすぐには止めない」「水道料金はかならず支払ってもらう」という2つの対応をとったことを説明した。

市役所職員の説明の後、児童は市役所職員がなぜ2つの対応をとったのかを考え発表し、最後に2つの対応の理由を市役所職員が説明した。児童が自身の考えをまとめながら、ロールプレイに参加することにより、生存権と水道の問題を結び付けて考えられるようにするだけでなく、実際に徳島市がどのような考えのもと、水道料金を支払えない人に対する対応を取っているのかを理解できるようにした。(赤淵貴昭)

<水道料金を支払えない人>

(資料と憲法25条の条文を示しながら、自身の生存権が守られていないことを主張する。)

- お金がなくて水道水が止められそうなんです。水が無いと1週間も生きていけません。
- 止められてしまったら、私たちの生存権は守られないじゃないですか。
- 私たちの生存権はどうなるのでしょうか。

<市役所職員>

(実際の市役所職員による対応を説明する。)

- (対応①)「水道をすぐには止めない」、(対応②)「水道料金はかならず支払ってもらう」
- 児童になぜこのような対応を取っているのかを考えさせた後、2つの対応を取った理由を説明する。
 1. 「水道をすぐには止めない」という対応をとることで、水道料金を支払えない人の生存権を保障する
 2. 「水道料金は必ず支払ってもらう」という対応をとることで、水道局を維持し、住民全員の生存権を守っている



<水道局の人>

(水道局の資料を示しながら、水道局の維持にはお金がかかり、市民が水道料金を支払わなければ水道局を維持できないことを主張する)

- 徳島市水道局では、みんなに安心・安全な水が届いているかどうか管理する人、また安全な水であるか検査する人など、たくさんの方が働いています。私たちがタダで働いているわけではありません。
- 水道局には、水を溜めておくタンク、水をろ過する装置、みんなに水を送るポンプなどたくさんのお金がかかります。
- また水道管が壊れた際、直すのにもお金がかかります。
- 私たちが止めたくて止めようと言っているわけではありません。
- でも、水道料金を支払ってもらわないと、水道局は維持できないんです。
- みんなは水が使えなくなってもいいのでしょうか。

V. 実践の評価と子どもへの振り返り

1. 到達度の分析

授業を受けた子ども30人は、どれくらいねらいとする到達度に達しただろうか。第2次の終結部では、「支払えない人の生存権も守りながら、水道局の維持もし続ける方法はないだろうか。あなたが市役所の人立場だったらどのような方法を取るか、理由もあわせて考えよう。」と問いかけ、ワークシートに記入させた。そのうち、理由の部分にどのような回答をしたか分析し、学習の到達度の確認を行った²⁾。

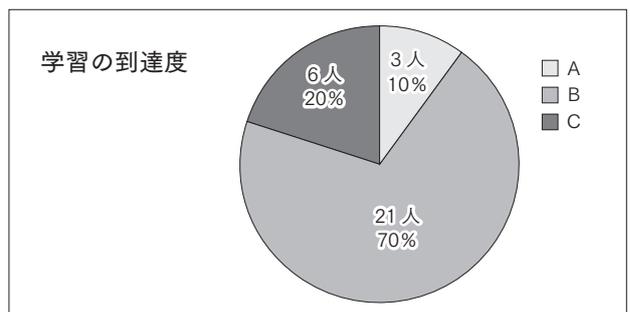


図2 子どもの学習の到達度 (中西作成)

授業を受けた子ども30人の学習の到達度を以下のよ
うな評価基準によって3分類し、グラフにした。

- A：水道料金を支払えない人の立場、水道局の人の立
場の両方を踏まえることができ、生存権という言
葉も使うことができている。
- B：水道料金を支払えない人の立場、水道局の人の立
場、生存権という言葉の中で1つから2つは踏ま
えることができている。
- C：水道料金を支払えない人の立場、水道局の人の立
場、生存権という言葉のどれも踏まえることがで
きていない。

図より、A評価であった10%の子どもは、自分たちは
憲法（国）によって生存権を保障されていることを理解
している。そして、個人の生存権を保障するとともに、
フリーライダーの出現によって公共財としての水道の維
持が困難になり、当該地域に住むすべての人の生存権の
保障ができなくなることを防ぐ必要があるという行政の
立場を理解できている。さらに、その知識を活用して対
策を提案できていると判断できる。しかし、B評価であ
った70%の子どもは、水道料金を支払えない人の立場、水
道局の人の立場のどちらか一方の立場に立つことはでき
ているが、「少し税金を使ってその水をおぎなう。そうす
ると少しの税金のお金で支払う人が払うお金が少なくな
るから。」というように両方を守るという立場で考えられ
ていない。または、「国に水道局を守ってもらおうと、市役
所で支払えない人の水を確保して支払えない人には後で
水道料金を払ってもらえるから。」というように、水道料
金を支払えない人の立場、水道局の人の立場の両方には
立てているが、生存権という言葉と結び付けられていな
い状況である。そして、C評価であった20%の子どもは、
「ずっと払えないのだったら、借金をして払わせることが
できるかもしれないから。」といったように、お金を支払
うことだけに注目しているなど、本実践でねらいとして
いた「自分たちは憲法（国）によって生存権を保障され
ていることを理解し、それをもとにみんなの生存権を守
る」という考えには達していないと判断できる。

2. 子どもへの振り返り

以上の結果を踏まえ、ワークシートの返却を利用した
子どもへの振り返りを行った。ワークシートには3名の
ゲストティーチャーによるメッセージという形で両者の
立場と生存権とを関連付ける説明を加えた。

3. 本授業の評価

水道局員、水道料金を支払えない人、どちらかの立場
を踏まえて意見を考えられた児童が多くみられた。しか
し、両者の立場を考慮したり、生存権と関連付けて考え

たりしていた児童は少数に留まった。第2次終結部にお
けるワークシートの問いは、市役所の人の立場に立って
考えさせるものになっていた。そのため、両者を考慮し、
生存権と関連付けにくい問いかけになっていたと思われる。
加えて、演示の中で、児童に生存権に関わる具体的
な情報量が不足していた。これも、生存権と関連付けて
考えることが難しかった原因の一つであったと考えられ
る。これらの問題の改善を今後の課題としたい。

(中西美佳)

VI おわりに

本研究においては、これまでに行われている基本的人
権に関する学習が、基本的人権の概念を理解することに
留まり、具体的にどのように国が国民の基本的人権を
守っているのか、という実感がもてるものになっていな
いという問題意識のもと、授業開発・実践を行ってきた。
本研究の成果は以下の3点であると考えられる。

まず1点目は、国が国民の基本的人権を守っているこ
とに対して実感を持たせるため、生存権と水道システム
の関わりという、具体的な事例を取り上げた点である。
基本的人権の一要素である生存権を扱うことで、抽象的
な概念に実感を持たせることを可能にした。また、水道
システムという、児童に身近な事例を扱うことで、国が
自分たちの生存権を守っているという実感を持つことを
可能にした。

次に2点目は、具体的な事例を視聴覚教材やロールプ
レイの形で示し、具現化した点である。具体的な事例を
数値や文字だけで示すのではなく、具現化することによ
り、児童に事例への実感をより持ちやすくすることがで
きた。

そして3点目は授業実践後、ワークシートの評価を行
い、理解の不十分な点を3名のゲストティーチャーから
のメッセージという形で補足した点である。図2にも示
した通り、授業を行っても児童の理解度は様々である。
児童の理解をより高めようと思えば、一度の授業だけ
でなく、授業後の学力保障の手立ても考えていく必要があ
る。本研究においてはワークシートの評価を行った上で
メッセージという学力保障の手立てを行った。このこと
により、一度の授業ではその内容を理解できなかった児
童も、メッセージを読むことにより、学習の要点を理解
することを可能にした。

一方、本研究の課題としては、授業内容があくまで生
存権に特化したものになっており、広く基本的人権を理
解できるような概念学習にはなっていなかった点があげ
られる。生存権と水道システムの関わりという事例を学
んだ後、基本的人権という大きな概念に還元させる工夫
をしていくことが今後求められるだろう。

以上の成果, 課題を踏まえ, 今後も小学校社会科で行う概念学習の授業開発・実践を行っていききたい。

(益井翔平)

ました。また, 教材研究の中で, 徳島市水道局にはインタビュー等のご協力をいただきました。ありがとうございました。

◎追記

本稿の内容は筆者一同の共同作業の成果であるが, 本稿に記した報告の最終的な文責は井上にある。

(井上奈穂)

脚 注

- 1) これまでに井上らは小学校における概念の習得・活用を行う授業の開発を行ってきた。2011年には「情報化した社会」に関する概念を, 2013年には「回転ずし」に着目したわが国の食料生産に関する概念を扱っている。
- 2) 目標から判断基準を設定し, 子どもの記述を受講者で検討し, 分類した。

引用・参考文献

井上奈穂ほか「小学校社会科における習得・活用型授業の構想と展開－単元「住民の政治参加」の場合－」鳴門教育大学授業実践研究, 第11号, 2012. 3, pp.59－65。

井上奈穂ほか「「情報化した社会」に関する概念の習得・活用を目指す授業の構想と開発－小学校5学年「くらしを支える情報」の実践－」鳴門教育大学授業実践研究, 第12号, 2013. 3, pp.75－84。

井上奈穂ほか「小学校社会科における体験型授業の構想と展開－小学校5学年「自動車産業について考えよう」の場合－」鳴門教育大学授業実践研究, 第13号, 2014. 3, pp.81－90。

井上奈穂ほか「小学校社会科における概念探究型授業の構想と展開－単元「これからの食料生産－どうする!?! 回転ずし－」の場合－」鳴門教育大学授業実践研究, 第14号, 2015. 3, pp.79－86。

徳島市水道局 HP

<http://www.suido.tokushima.tokushima.jp/>

(2015年6月23日確認)

中央教育審議会答申「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」, 2008年。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/news/20080117.pdf) (2015年1月25日確認)。

文部科学省『小学校学習指導要領解説 社会編』東洋館出版社, 2008年。

教育出版『小学社会6(下)』2013年。

◎謝辞

本授業の開発・実践にあたり, 徳島市川内北小学校校長の濱口恒一郎先生には大変お世話になりました。また, 同小学校の多田昌司先生に, ご指導・ご助言をいただき

付録1 ワークシート

憲法とわたしたちの暮らし1

＊めあて
みんなが生きてするために必要な水道水が簡単に手に入る秘密を探ろう。

1 水道水とペットボトルの水の値段を比べてみよう。

グラフ1 水1Lあたりの値段

種類	値段
水道水	100円
ペットボトルの水	30000円

1日1家族が使う水の量は平均300L。
1日ペットボトルの水で生活すると $100 \times 300 = 30000$ 円かかることが分かる。
1日水道水で生活すると、 $(100 \div 1) \times 300 = (100 \times 30)$ 円かかることが分かる。

2 なぜ水道局を維持するために税金が使われているのかを考えよう。

水道水でまかなえないところがある。(水が飲めないとか)

3 日本国憲法 第25条(生存権)をすべて国民は、(健康)で文化的な(最低限度)の生活を営む権利を有する。

4 あなたが市役所の人立場なら、水道料金を支払えない人の水道を止めてもよいかな考えてみよう。

水道料金を支払えない人の水道を止めてもよいかな考えてみよう。なぜなら、

止めてはいけないと思う。なぜなら生活にも苦しくなったりして、たいへんなことになってしまうことを考えて止めてはいけないと思う。

憲法とわたしたちの暮らし2

＊めあて
水道料金を支払えない人の水道を止めてもよいかな考えよう。

支払えない人: ○お金がない! ○料金を払いたくはない! ○水が無いと生きていけない!

市役所の人: ○お金を払ってください! ○支払わない限りは水を止めさせていただきます!

水道局の人

1. 水道料金を支払えない人と水道局の人の話を聞いて、あなたが市役所の人立場なら、支払えない人の水道を止めてもよいかなどう考えよう。

水道料金を支払えない人の水道を(止めてもよい/止めては)けない、なぜなら

なぜなら、水道止めたら生活にも苦しくなったりして、
てしまうから水道は止めてはいけないと思う。

2. 市役所の人水道料金を支払えない人に対してどのような対応をしたのだろう。

対応① 水道はすぐに止めない

対応② 水道料金は必ず支払ってもらう

3. 市役所の人水道料金を支払えない人に対して2つの対応をしたのはなぜだろうか。

水道水はすぐに止められないという考えは止めるのには時間がかかってしまいすぐに止められないと思う。

4. 支払えない人の生存権も守りながら、水道局の維持も続ける方法はないだろうか、あなたが市役所の人立場だったらどのような方法を取るか、理由もあわせて考えよう。

方法 水道料金は銀行に出す振込を考慮

その方法を取った理由

なぜかという、すぐに水道料金は支払うことができないから銀行として考えたいかなあと思いました。

付録2 お手紙

6年 のみなさんへ

仕事かんばっていただけなのに...
失敗しちゃったよ。
今はどうしても、お金がないんだよ。
ぼくの友達達の生存権はどうなるんだろう...

水道料金を支払えない人の友人

うーん。
水道料金を支払えない人の生存権を守りなけりゃいけないし、水道局の維持もしていかなければいけない...
困ったなあ。
どうしたらどちらも守ることができるだろう。

水道局の人

お金がないと、みんなに安心・安全な水を届けることができません!!
みんなは水道水が使えなくなってもいいの?

市役所の人

みんなは、日本国憲法の生存権について勉強しましたね。
1時間目はなぜ水道局維持に税金が使われているのか考えましたね。それは、国がみんなの命を守るためでした。
このことは、日本国憲法第25条に基づいていましたね。

森満先生

2時間目で、水道料金を支払えない人と水道局の両方を守る方法を考えました。
徳島は水が豊富なので、こういう問題はほとんどありません。でも、他の場所では実際に起きている問題です。
支払えない人と水道局の両方を守ることは、みんなの生存権を守ることに繋がってほしいですね。

渡邊先生